102-339

問題文

後期高齢者で一人住まいの患者Aは、通院にヘルパーの介助が必要であった。最近、通院が困難になり、薬の服薬管理にも不安があるので、週1回の訪問薬剤管理指導の指示が処方医より出された。

薬剤師が行う訪問薬剤管理指導の内容として適切でないのはどれか。2つ選べ。

- 1. 訪問前に、薬学的管理指導計画をたてる。
- 2. 患者の状態から介護度を決定し、介護保険被保険者証に記載する。
- 3. 患者の生活状態に応じた服薬支援(剤形変更、簡易懸濁法など)を医師に提案する。
- 4. バイタルサインのチェックを行うには、医師の許可が必要となる。
- 5. 在宅訪問の結果について、必要な情報を医師やケアマネージャーなどに報告する。

解答

2, 4

解説

選択肢1は、正しい記述です。

選択肢 2 ですが

介護度を決定するのは、訪問薬剤管理指導の内容ではありません。よって、選択肢 2 は誤りです。

選択肢3は、正しい記述です。

選択肢 4 ですが

医師の許可は必要ありません。薬剤の副作用に関する判断等のために薬剤師が行うことができる行為です。

選択肢 5 は、正しい記述です。

以上より、正解は 2,4 です。